

消 防 消 第 3 3 6 号  
令 和 5 年 1 0 月 1 0 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長  
（ 公 印 省 略 ）

令和4年度中の消防職員委員会の運営状況結果及び消防職員委員会の運営  
に関する留意事項について（通知）

消防職員委員会（以下「委員会」という。）については、平成8年に制度を施行し、平成17年及び平成30年に制度改正を行い、委員会制度の円滑な運用と定着を図ったところです。

このたび、「令和4年度中の消防職員委員会運営状況調査の実施について（令和5年4月21日付け消防消第144号消防庁消防・救急課長依頼）」により調査した令和4年度における消防職員委員会の運営状況について、結果を取りまとめましたので、【別添】のとおりお知らせします。

また、今回の調査結果から、委員会制度において、告示の趣旨が浸透していないおそれがある消防本部が散見されました。委員会制度の運営をより一層円滑にするため、委員会運営に関する留意事項を下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、委員会制度の運営に遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して下記留意事項を周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 委員の指名に関する事項

- (1) 27.2%の消防本部においては、消防職員の話合い等によらず、委員の推薦が行われていた。

消防職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話合いにより行われることが望ましいこと。なお、職員からの推薦がない場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

- (2) 1.2%の消防本部においては、消防職員の推薦や立候補に基づく委員が半数未満であった。

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名しなければならないこと。

## 2 委員長の任期等に関する事項

19.2%の消防本部においては、委員長の在職年数が3年以上であった。

委員長の任期は、1年としなければならない、これを再任することもできる。しかし、委員の任期が2期を超えることは認めていないため、2期を超えないことが望ましいこと。

また、委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰とするものであることから、委員の活発な意見交換を促すよう努めること。

## 3 意見取りまとめ者の指名に関する事項

(1) 2.5%の消防本部においては、意見取りまとめ者の半数以上が消防職員の推薦や立候補に基づく指名となっていなかった。

意見取りまとめ者は消防職員の推薦に基づき指名しなければならないこと。

(2) 31.1%の消防本部においては、消防職員の話合い等によらず、管理職の指名等により、意見取りまとめ者の推薦が行われていた。

消防職員からの推薦は、職員の話合い等適宜の方法により行うものであり、意見取りまとめ者全員を推薦に基づき指名することが望ましいこと。なお、職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦する例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

## 4 委員会の会議の開催に関する事項

(1) 94.6%の消防本部においては、委員会の開催回数を1回としており、5.4%の消防本部は複数回開催していた。

委員会の会議は、次年度の予算編成を勘定し、毎年度前半に1回開催することを常例とすること。なお、開催回数は、必要に応じて複数回開催しても差し支えないこと。

(2) 12.6%の消防本部においては、消防職員全員に対し、あらかじめ委員会の開催の日時及び場所が周知されていなかった。また、85.9%の消防本部においては、消防職員への委員会の開催周知期間を2週間以上確保している一方で、9.7%の消防本部においては、開催周知期間が7日未満であった。

委員会の開催に当たっては、消防職員の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、十分な期間を確保した上で、当該期間並びに日時及び場所を周知しなければならないこと。

## 5 意見の提出に関する事項

(1) 15.2%の消防本部においては、委員会への意見提出の受付期間を1ヶ月未満としていた。

意見提出のための期間は、消防本部の規模等にもよるが、一つの目安として、少なくとも1ヶ月程度確保することが望ましいこと。

(2) 審議対象に該当するかの判断について、消防長又は意見取りまとめ者が行っている消防本部が各々1.7%あった。

提出意見が審議対象に該当するかどうかは、消防長ではなく、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断すること。なお、通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えない。

そのため、意見取りまとめ者等は消防職員から提出された意見については、全て委員会へ提出すること。

- (3) 44.9%の意見は、意見取りまとめ者を経由して匿名で委員会に提出された意見であった。

消防職員が、意見取りまとめ者を経由して意見を提出する場合においては、意見取りまとめ者から委員会への提出時に、意見提出者の希望に応じて、その氏名を記名、匿名のいずれかを選択できること。

また、職員個人の意見の提出であると認められる限り、連名による提出も可能としていることから、記名を希望とする者と匿名を希望とする者が混在する場合にあっては「記名を希望する意見提出者氏名ほか匿名〇名」からの意見という形により、意見提出者全員が匿名を希望する場合にあっては「匿名〇名」からの意見という形により、それぞれ意見取りまとめ者から委員会に意見を提出することができること。

## 6 審議対象外となった旨の通知等

- (1) 7.2%の消防本部においては、審議対象外となった旨の通知が委員会開催後に行われていた。

委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者の双方に対し、「会議を開く日までに」当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いを通知しなければならないこと。よって、委員会開始前までに通知することが望ましいこと。

- (2) 2.4%の消防本部においては、意見提出者に審議対象外となった旨及びその理由を伝えていなかった。また、2.1%の消防本部においては、意見取りまとめ者に審議対象外となった旨及びその理由を伝えていなかった。

委員会は、審議対象としない場合でも、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者の双方に対し、審議対象外となった旨及びその理由を通知しなければならないこと。

## 7 審議結果等の周知事項

15.4%の消防本部は、消防長の処置結果について、処置結果のみしか周知していなかった。

委員長は、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること。また、周知に当たっては、処置した結果のみならず、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うことが望ましいこと。

## 8 運営上の留意事項に関する事項

40.2%の消防本部において、「職員が意見を提出しやすい環境づくりに努めること」について取組を行っていなかった。また、36.5%の消防本部において、「委員会の公正性及び透明性の確保に努めること」について取組を行っていなかった。

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと。

以下のような取組を実施している消防本部もあることからこれらも参考として、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めていただきたい。

#### <消防職員が意見を提出しやすい環境づくりの例>

- ・年間を通じて意見募集をしている。
- ・所属長から職員に対し、消防職員委員会の意義、目的、意見提出から結果までの流れ及び守秘義務等の取扱いについて周知している。
- ・施錠した投かん箱を休憩室に設置し、意見の提出を促している。

#### <委員会の公正性及び透明性の確保の例>

- ・審議概要は全職員に周知している。
- ・審議概要の周知の際は、議事録・会議記録も職員に公表している。
- ・委員は、階級・勤務年数・所属・担当業務・性別・年齢等を考慮して推薦または指名している。
- ・意見の提出については、提出者に対し何らかの不利益を被ることが一切ない旨周知している。

### 9 委員会事務局等による説明会等について

36.9%の消防本部においては、平成30年告示改正以降の委員会事務局等による説明会等の実施について、一度も実施していなかった。

委員会事務局は、毎年、新規採用者に対して説明会を実施するなど、制度の周知に努めることが望ましいこと。

消防庁消防・救急課  
職員第二係 稲垣・松本・布施  
TEL : 03-5253-7522  
E-mail : shokuin@soumu.go.jp

## 令和4年度中の消防職員委員会の運営状況調査結果

※ 割合・構成比の合計は、端数処理の都合上、必ずしも100%にならない場合があります。

※ 本調査結果は、令和5年3月31日現在の数値になります。

調査対象消防本部数	723 本部
-----------	--------

## 1 開催状況

区分	消防本部数	構成比
開催	723	100.0%
未開催	0	0.0%

## 2 令和4年度中の消防職員委員会の運営状況調査結果

## 【問1 委員の構成】

## (1) 委員数及び内訳について

区分	職員数 N=7,107	構成比
管理職員の数	608	8.6%
非管理職員の数	6,499	91.4%

## (2) 委員の推薦方法について

委員の半数は、職員の推薦に基づき消防長が指名することとされている現状について

回答	消防本部 N=723	割合
消防職員の推薦や立候補に基づく委員が半数未満である。	9	1.2%
消防職員の推薦や立候補に基づく委員が半数である。	607	84.0%
消防職員の推薦や立候補に基づく委員が半数を超えている。	107	14.8%

(3) 実際の推薦方法について

委員の半数は、職員の推薦に基づき消防長が指名することとなっており、当該推薦は「各組織区分に所属する職員による話し合いにより行うものであること」とされているが、実際の推薦方法について

回答	消防本部 N=723	割合
各組織区分に所属する職員全員による話し合い	431	59.6%
各組織区分に所属する職員（全職員、一部職員）の投票	36	5.0%
所属長による推薦	157	21.7%
所属長による職務命令	19	2.6%
当て職としている	1	0.1%
事務局が推薦もしくは指名	20	2.8%
その他（以下、一部抜粋） ・推薦人会議による間接推薦方式としている。 ・職員にアンケートをとる。 ・職員から推薦書による推薦報告を受ける。	59	8.2%

(4) 委員推薦の事実（消防職員委員会の委員のうち、半数は職員の推薦に基づき消防長が指名することとされている事実及び推薦を受け付けている事実）の周知の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
全職員に周知している。	718	99.3%
全職員に周知していない。	5	0.7%

(5) 上記(4)で「全職員に周知している」と回答した周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部 N=718
全職員宛に通知を发出	370
全ての署所の掲示板に掲載	108
全職員がアクセスできる職員ポータル（イントラネット）に掲載	205
口頭で伝達	135
その他（以下、一部抜粋） ・所属長に通知を发出し、所属長から職員に周知する。 ・メールにて職員に周知する。 ・回覧文書で周知する。	93

(6) 委員長再任の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
再任あり	691	95.6%
再任なし	32	4.4%

(7) 委員長の在籍年数について

回答	消防本部 N=723	割合
1年	361	49.9%
2年	223	30.8%
3年	78	10.8%
4年	40	5.5%
5年以上	21	2.9%

(8) 委員長の在籍年数が3年以上の理由について（以下、一部抜粋）

<ul style="list-style-type: none"><li>・総務課長が委員長を務めており、人事異動がなかったため。</li><li>・充て職としており、人事異動がなかったため。</li></ul>
---

(9) 委員長の役職について

回答	消防本部 N=723	割合
消防長	4	0.6%
消防長以外の管理職	475	65.7%
消防長に準ずる職員	230	31.8%
その他	14	1.9%

(10) 委員の再任の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
再任あり	631	87.3%
再任なし	92	12.7%

(11) 委員のうち最も長く在籍する年数について

回答	消防本部 N=723	割合
1年	374	51.7%
2年	310	42.9%
3年	18	2.5%
4年	10	1.4%
5年以上	11	1.5%

(12) 委員の在職年数を3年以上の理由について（以下、一部抜粋）

<ul style="list-style-type: none"><li>・役職により選任されていることから、在籍年数も長期となるため。</li><li>・職員の推薦に基づいた結果により継続していることから。</li></ul>
---

**【問2 意見取りまとめ者の状況】**

(1) 意見取りまとめ者は、職員の推薦に基づき指名することとされているが、現状について

回答	消防本部 N=723	割合
消防職員の推薦や立候補に基づく意見取りまとめ者が半数未満である。	18	2.5%
消防職員の推薦や立候補に基づく意見取りまとめ者が半数である。	57	7.9%
消防職員の推薦や立候補に基づく意見取りまとめ者が半数を超えている。	280	38.7%
全員が消防職員の推薦や立候補に基づく意見取りまとめ者である	353	48.8%
その他（以下、一部抜粋） ・輪番制としている。	15	2.1%

(2) 意見取りまとめ者の実際の推薦方法について

回答	消防本部 N=723	割合
消防職員全員の話し合いにより推薦している。	395	54.6%
管理職が推薦している。	133	18.4%
所属長が職務命令で推薦している。	55	7.6%
当て職としている。	9	1.2%
事務局が推薦もしくは指名している。	28	3.9%
その他（以下、一部抜粋） ・推薦会議による間接推薦方式としている。	103	14.2%

(3) 意見取りまとめ者推薦の事実（推薦を受けている事実）の周知状況について

回答	消防本部 N=723	割合
全職員に周知している。	716	99.0%
全職員に周知していない。	7	1.0%

(4) 上記(3)で「全職員に周知している」と回答した場合、その周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部 N=716
全職員宛に通知を发出	374
全ての署所に掲示板を掲載	109
全職員がアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	210
口頭で伝達	141
その他（以下、一部抜粋） ・所属長に通知を发出し、所属長から職員に周知する。 ・メールにて職員に周知する。 ・回覧文書で周知する。	84

### 【問3 委員会の開催状況】

(1) 開催回数と開催延べ時間について

		回数	消防本部 N=723	延べ時間
開催回数及び延べ時間		1回	684	1555.5時間
		2回	32	
		3回	6	
		4回	1	
うち提出意見がない 場合の開催回数及び 延べ時間		1回	78	82.0時間
		2回	2	

(2) 開催時期について

区分	消防本部 N=723	割合
年度前半	673	93.1%
年度後半	50	6.9%

(3) 提出意見がない場合の議題について（以下、一部抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防職員委員会の運営上の留意事項について</li> <li>・ 円滑な消防職員委員会の運用について</li> <li>・ 意見の提出しやすい環境づくりについて</li> <li>・ 市財政課による予算編成時期の見直しによる消防職員委員会の意見反映の影響について</li> <li>・ 定年引上げに係る制度概要について</li> </ul>
--

(4) 委員会の日時及び場所の周知状況について

回答	消防本部 N=723	割合
全職員に対して周知している。	632	87.4%
全職員ではないが、職員に広く周知している。	18	2.5%
職員に対し広く周知はしていない、委員のみに周知している。	73	10.1%
特に周知していない。	0	0.0%

(5) 上記(4)で「全職員に対して周知している」と回答した場合、その周知方法について

回答	消防本部 N=632	割合
全職員宛に通知を発出	323	51.1%
全ての署所の掲示板上に掲載	68	10.8%
全職員はアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	148	23.4%
口頭で伝達	28	4.4%
その他（以下、一部抜粋） ・所属長に通知を発出し、所属長から職員に周知する。 ・メールにて職員に周知する。 ・回覧文書で周知する。	65	10.3%

(6) 委員に対する会議の日時、場所等の周知に確保している日数について

回答	消防本部 N=723	割合
1週間未満	10	1.4%
1週間以上2週間未満	12	1.7%
2週間以上1か月未満	392	54.2%
1か月	292	40.4%
通年	17	2.4%

(7) 意見の提出ができる旨の周知について

回答	消防本部 N=723	割合
全職員に対して周知している。	718	99.3%
全職員ではないが、職員に広く周知している。	5	0.7%
職員に対し広く周知はしていないが、委員にのみ周知している。	0	0.0%

(8) 上記(7)で「全職員に対して周知している」と回答した場合、その周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部数 N=718
全職員宛に通知を发出	422
全ての署所の掲示板上に掲載	108
全職員はアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	217
口頭で伝達	125
その他（以下、一部抜粋） ・所属長に通知を发出し、所属長から職員に周知する。 ・メールにて職員に周知する。 ・回覧文書で周知する。	65

(9) 上記(7)で「全職員ではないが、職員に広く周知している」と回答した場合、その周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部 N=5
通知を发出	4
署所の掲示板上に掲載	0
職員ポータルサイトに掲載	0
口頭で伝達	2
その他	0

(10) 周知に確保している日数について

回答	消防本部 N=723	割合
1週間未満	70	9.7%
1週間以上2週間未満	32	4.4%
2週間以上1か月未満	161	22.3%
1か月	364	50.3%
通年	96	13.3%

#### 【問4 意見の提出期間】

委員会への意見提出の受付期間について

回答	消防本部 N=723	割合
意見提出の受付期間を1週間未満としている。	0	0.0%
意見提出の受付期間を1週間以上2週間未満としている。	9	1.2%
意見提出の受付期間を2週間以上1ヶ月未満としている。	101	14.0%
意見提出の受付期間を1ヶ月以上1年未満としている。	509	70.4%
意見提出は年間を通じて受け付けている。	104	14.4%

#### 【問5 意見取りまとめ者】

意見取りまとめ者数及び内訳について

区分	職員数 N=3,185	割合
管理職員の数	344	10.8%
非管理職員の数	2,841	89.2%

#### 【問6 意見の取扱い】

- (1) 消防長や委員長、意見取りまとめ者が、職員が提出しようとする意見について「審議対象ではない」として、提出させない運用をしているか。

回答	消防本部 N=723	割合
している。	258	35.7%
していない。	465	64.3%

- (2) 「提出意見が審議事項に該当するかどうかは、消防長ではなく、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断すること、通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えないこと」としているが、審議対象の判断を行っている役職、部署について

回答	消防本部 N=723	割合
消防長	12	1.7%
消防長の属する会議体	6	0.8%
委員長	294	40.7%
委員長の属する会議体	96	13.3%
委員会の庶務を担当する部課	281	38.9%
意見とりまとめ者	12	1.7%
委員	5	0.7%
その他 ・提出された意見は全て審議することとしている	17	2.4%

**【問7 提出意見及び審議結果の取扱い】**

(1) 委員会に提出された意見数及び審議意見数

No.	区分	意見数	割合
1	提出意見総数	5,020	—
2	委員会に直接提出された意見のうち、 単独で提出された意見	713	14.2% <sup>※1</sup>
3	委員会に直接提出された意見のうち、 連名で提出された意見	20	0.4% <sup>※1</sup>
4	意見取りまとめ者を経由して 委員会に提出された意見数	4,287	85.4% <sup>※1</sup>
5	上記4のうち、単独かつ記名で 提出された意見数	2,297	53.6% <sup>※2</sup>
6	上記4のうち、単独かつ匿名で 提出された意見数	1,838	42.9% <sup>※2</sup>
7	上記4のうち、連名かつ記名で 提出された意見数	67	1.6% <sup>※2</sup>
8	上記4のうち、連名かつ匿名で 提出された意見数	85	2.0% <sup>※2</sup>
9	上記1のうち、委員会で審議された意見	4,690	93.4% <sup>※1</sup>
10	上記4のうち、委員会で審議された意見	3,746	87.4% <sup>※2</sup>

※1 提出意見総数 5,020 に対する割合

※2 意見取りまとめ者を経由して委員会に提出された意見数 4,287 に対する割合

(2) 意見取りまとめ者から委員会への意見提出や、委員会審議の際、個人が特定されないような配慮の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
はい	690	95.4%
いいえ	33	4.6%

(3) 上記(2)で「はい」と回答した場合、その具体的な方策について【複数選択可】

内容	消防本部 N=690
個人が特定されかねない情報を削除している。	495
審議結果等を意見提出者に通知する際、意見とりまとめ者のみに対して通知するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られないようにしている。	345
その他	52

## (4) 匿名で提出された意見の委員会または消防長等の扱いのついて

内容	消防本部 N=723	割合
匿名のまま扱っている	700	96.8%
その他 ・匿名の意見はない。 ・委員会では匿名で扱うが、委員長及び消防長にのみ明らかにしている。	23	3.2%

## (5) 複数年にわたり提出される意見について

回答	消防本部 N=723	割合
前年度の審議内容や、その後の検討結果を踏まえて審議を行っている。	547	75.7%
前年度の審議結果や、その後の検討結果を踏まえて審議は行っていない。	34	4.7%
複数年にわたり提出される意見はない。	135	18.7%
その他 ・審議は行わず、主幹課や他検討委員会等で対応を検討する。 ・前年度の審議内容や、その後の検討結果を踏まえた上で、社会情勢等を考慮して検討している。	7	1.0%

## (6) 意見提出及び審議結果の状況

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸問題を 検討	実施は 困難	現行 どおり	その他 (左記以外)
勤務条件・ 厚生福利	2,155	647	726	106	619	57
	45.9%	13.8%	15.5%	2.3%	13.2%	1.2%
被服・装備品	1,439	445	509	45	415	25
	30.7%	9.5%	10.9%	1.0%	8.8%	0.5%
機械器具・ その他の施設等	1,096	328	316	53	304	95
	23.4%	7.0%	6.7%	1.1%	6.5%	2.0%
計	4,690	1,420	1,551	204	1,338	177
	100%	30.3%	33.1%	4.3%	28.5%	3.8%

(7) 審議対象外とした意見の職員への周知方法について

回答	消防本部 N=723	割合
全職員に対して周知している。	268	37.1%
全職員ではないが、職員に対し広く周知している。	46	6.4%
意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に周知している。	328	45.4%
意見を提出した消防職員のみ周知している。	10	1.4%
意見取りまとめ者のみに周知している。	12	1.7%
その他 ・ 審議対象外とせず、全て審議対象としている。 ・ ポータルサイトに掲載する。	59	8.2%

(8) 上記(7)で「全職員に対して周知している」と回答した場合、その周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部 N=268
全職員宛に通知を发出	158
全ての署所の掲示板に掲載	53
全職員はアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	75
口頭で伝達	39
その他（以下、一部抜粋） ・ 所属長に通知を发出し、所属長から職員に周知する。 ・ メールにて職員に周知する。 ・ 回覧文書で周知する。	16

(9) 記名による意見提出の場合、意見提出者への伝達方法について【複数選択可】

内容	消防本部 N=723
意見提出者本人に直接口頭又は文書で伝えている。	137
意見とりまとめ者を通じて意見提出者に伝えている。	181
上記の双方	308
上記（8）全職員への伝達方法と同じ	121
その他 ・ 審議対象外とせず、全て審議対象としている。	36

## (10) 匿名による意見提出の場合、意見提出者への伝達方法【複数選択可】

内容	消防本部 N=723
意見とりまとめ者を通じて意見提出者に伝達	520
全職員宛に通知を发出	97
全ての署所の掲示板に掲載	39
全職員がアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	55
口頭での伝達	29
匿名での提出はない。	52
その他 ・審議対象外とせず、全て審議対象としている。	35

## (11) 意見提出者に伝達している内容について

回答	消防本部 N=723	割合
審議対象外となった事実のみ	22	3.0%
審議対象外となった事実及び対象外となった理由	586	81.1%
上記に加え、意見出し直しの手順なども伝えている。	98	13.6%
何も伝えていない。	17	2.4%

## (12) 審議対象外とした意見の、意見とりまとめ者への伝達方法について【複数選択可】

内容	消防本部 N=723
直接口頭又は文書で伝えている。	544
上記（8）全職員への伝達方法と同じ	163
その他 ・審議対象外とせず、全て審議対象としている。	31

## (13) 意見とりまとめ者に伝達している内容について

回答	消防本部 N=723	割合
審議対象外となった事実のみ	24	3.3%
審議対象外となった事実に加え、対象外となった理由	584	80.8%
上記に加え、意見出し直しの手順なども伝えている。	100	13.8%
何も伝えていない。	15	2.1%

## (14) 意見提出者及び意見とりまとめ者に「直接口頭又は文書で伝える」場合、通知するタイミングについて

回答	消防本部 N=544	割合
委員会開催より前に通知し、意見を出し直させる機会を設けている。	309	56.8%
委員会開催より前に通知しているが、意見の出し直しはできない。	183	33.6%
委員会開催と同時	13	2.4%
委員会開催後	39	7.2%

## (15) 審議対象外と判断された意見に関する、異議申し立てや意見を出し直させる機会の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
異議申し立てや意見を出し直させる機会があり	290	40.1%
異議申し立てや意見を出し直させる機会がなし	433	59.9%

「異議申し立てや意見を出し直させる機会」に関する具体的な取組例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議対象外とする通知をしてから委員会開催まで1～2週間程度の期間を確保しており、その間に異議申し立てや再提出ができる体制を整えている。</li> <li>・ 意見提出者や意見取りまとめ者等に審議対象外とする理由を明確に伝えるとともに、協議、再考を検討している。</li> <li>・ 異議申し立てがある場合は、意見取りまとめ者が委員長と協議し、臨時委員会を開催する。</li> <li>・ 審議対象外とした意見について、担当課（係）に参考意見として伝達する。</li> <li>・ 意見の提出は通年としているため、いつでも再提出できる。</li> </ul>

**【問 8 消防長の処置結果等】**

消防長の処置について、「全職員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること」、また「周知に当たっては、処置した場合のみならず処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うのが望ましいこと」としています。

(1) 処置結果の周知状況について

回答	消防本部 N=723	割合
全職員に周知している。	718	99.3%
一部の職員に周知している。	5	0.7%
周知していない。	0	0.0%

(2) 処置結果の周知の内容について

回答	消防本部 N=723	割合
処置結果のみ周知	111	15.4%
処置結果及び処置しなかった場合の理由を周知	361	49.9%
処置結果及び進行状況を周知	43	5.9%
処置結果、処置しなかった場合の理由及び進行状況を周知	208	28.8%

(3) 処置結果の周知の方法について【複数選択可】

内容	消防本部 N=723
全職員宛に通知を発出	427
全ての署所の掲示板に掲載	120
全職員がアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	221
口頭での伝達	86
その他 ・所属長に通知を発出し、所属長から職員に周知する。 ・メールにて職員に周知する。 ・回覧文書で周知する。 ・各委員から所属職員に周知する。	61

(4) 審議結果に対する消防長の処置結果

消防長の 処理結果 委員会の 審議結果	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸問題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
実施が適当	689	384	241	105	1	1,420
	14.7%	8.2%	5.1%	2.2%	0.0%	30.3%
諸問題を検討	68	233	967	262	21	1,551
	1.4%	5.0%	20.6%	5.6%	0.4%	33.1%
実施は困難	0	4	30	164	6	204
	0.0%	0.1%	0.6%	3.5%	0.1%	4.3%
現行どおり	13	23	71	1,217	19	1,343
	0.3%	0.5%	1.5%	25.9%	0.4%	28.6%
その他	83	5	39	12	33	172
	1.8%	0.1%	0.8%	0.3%	0.7%	3.7%
計	853	649	1,348	1,760	80	4,690
	18.2%	13.8%	28.7%	37.5%	1.7%	100%

【問9 審議の結果等の通知及び周知】

(1) 意見提出者及び意見とりまとめ者に対する、審議結果及び当該結果に至った理由の通知の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
審議結果のみ通知している。	46	6.4%
審議結果及びその理由を通知している。	675	93.4%
通知していない。	2	0.3%

(2) 委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要の周知の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
全職員の周知している。	697	96.4%
一部の職員に周知している。	17	2.4%
周知していない。	9	1.2%

(3) 上記(2)で「全職員に周知している」、「一部の職員に周知している」と回答した場合、その周知内容について

回答	消防本部 N=714	割合
審議結果のみ	30	4.2%
審議結果及び審議した意見の内容	268	37.5%
審議結果、審議した意見の内容及び委員から出された主な意見	413	57.8%
その他	3	0.4%

(4) 上記(2)で「全職員に周知している」と回答した場合の周知の方法について

回答	消防本部 N=697	割合
全職員宛に通知を発出	378	54.2%
全ての署所の掲示板に掲載	85	12.2%
全職員がアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	156	22.4%
口頭での伝達	22	3.2%
その他 ・所属長に通知を発出し、所属長から職員に周知する。 ・メールにて職員に周知する。 ・回覧文書で周知する。 ・各委員から所属職員に周知する。	56	8.0%

### 【問 10 規則改正の状況】

(1) 消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部が改正されたことに伴い、「市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）等について（通知）」で示したが、規則改正の状況について

回答	消防本部 N=723	割合
規則を改正し、全職員に周知済みである。	696	96.3%
規則を改正したが、職員には周知できていない。	14	1.9%
規則を改正していない。	13	1.8%

(2) 上記(1)で「規則を改正していない。」と回答した場合の改正時期について

令和5年									令和6年			改正する 予定なし
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0	0	0	0	1	5	0	1	0	0	0	4	2

(単位：消防本部)

(3) 上記(1)で「規則を改正し、全職員に周知済みである」「規則を改正したが、職員には周知できていない」と回答した場合の改正による効果について

回答	消防本部 N=710	割合
提出意見が増加した。	163	23.0%
審議結果「実施することが適当である」とされた件数が増加した。	21	3.0%
改正前と変わらない。	508	71.5%
その他 ・各年度により異なるため効果判定は困難	18	2.5%

#### 【問 11 公平性・透明性の確保と制度の周知】

「消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営を資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保を務めること」とれています。

(1) 「職員が意見を提出しやすい環境づくりに努めること」について具体的な取組の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
取組あり	432	59.8%
取組なし	291	40.2%

「職員が意見を提出しやすい環境づくり」に関する具体的な取組例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見募集は通年としている。</li> <li>・所属長から職員に対し、消防職員委員会の意義、目的、意見提出から結果までの流れ及び守秘義務等の取扱いについて周知している。</li> <li>・施錠した投かん箱を休憩室に設置し、意見の提出を促している。</li> <li>・意見取りまとめ者または総務課担当者の個人アドレス宛に意見提出できるようにしている。</li> </ul>

(2) 「委員会の公正性及び透明性の確保に努めること」について

回答	消防本部 N=723	割合
取組あり	459	63.5%
取組なし	264	36.5%

「委員会の公正性及び透明性の確保」に関する具体的な取組例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議概要は全職員に周知している。</li> <li>・ 審議概要の周知の際は、議事録・会議記録も公表している。</li> <li>・ 委員は、階級・勤務年数・所属・担当業務・性別・年齢等を考慮して推薦または指名している。</li> <li>・ 意見の提出については、提出者に対し何らかの不利益を被ることが一切ない旨周知している。</li> </ul>

(3) 委員会事務局等による説明会等について

消防職員委員会の利用の活性化および円滑な運用にむけて、平成 30 年告示改正以降の委員会事務局等による説明会等の実施の有無について

回答	消防本部 N=723	割合
毎年実施している。	95	13.1%
実施した。	286	39.6%
告示改正後、一度も実施していない。	267	36.9%
その他 ・ パンフレットを配布している。 ・ 事務局、委員に対して説明をしている。	75	10.4%

(4) 消防職員委員会パンフレットについて

毎年、消防庁が全消防職員に向けて配布している消防職員委員会パンフレットの配布方法について

回答	消防本部 N=723	割合
所属長を通じて個別に配布している。	334	46.2%
総務課などを通じて個別に配布している。	319	44.1%
休憩室など、職員が自由に手に取れる場所に置いている。	43	5.9%
その他 ・ 委員を通じて個別に配布している。	27	3.7%

### 3 令和3年度中の審議意見の実施状況調査結果（令和5年3月31日現在）

(1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既に実施された件数	割合
4,922	1,441	29.3%

(2) 実施に至った件数の内訳

区分	1ア	1イ	1ウ	1エ	2	3	合計
件数	134	51	223	162	464	407	1,441
割合	9.3%	3.5%	15.5%	11.2%	32.2%	28.2%	100.0%

区分は、以下のとおり、消防組織法第17条第1項各号に対応するもの

- 1 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること
  - ア 給与関係
  - イ 勤務時間関係
  - ウ ア、イ以外の勤務条件関係
  - エ 厚生福利に関すること
- 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること
- 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

(3) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既に実施された件数	割合
1,569	918	58.5%

(4) 令和3年度中に審議され、これまでに実施に至った主な意見

(ア) 勤務条件等に関すること

<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮眠室の個室化</li> <li>・アルコールチェッカーの導入</li> <li>・資格取得の助成</li> <li>・夏季休暇の取得期間の変更</li> </ul>	等
---	---

(イ) 被服及び装備品に関すること

<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災調査服の導入</li> <li>・半袖活動服やポロシャツの導入</li> <li>・電子ホイッスルの導入</li> <li>・腋下冷却可能なベストの導入</li> </ul>	等
---	---

(ウ) 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること

<ul style="list-style-type: none"> <li>・指令スピーカーの増設</li> <li>・乾燥機の設置</li> <li>・除雪機の導入</li> <li>・カプセルベッドの設置</li> <li>・ボンベ充填用エアコンプレッサーの増設</li> </ul>	等
---	---

#### 4 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
平成8年度	926 本部	792 本部	85.5%
9年度	923 本部	711 本部	77.0%
10年度	917 本部	700 本部	76.3%
11年度	911 本部	654 本部	71.8%
12年度	906 本部	665 本部	73.4%
13年度	902 本部	644 本部	71.4%
14年度	900 本部	733 本部	81.4%
15年度	886 本部	886 本部	100.0%
16年度	863 本部	860 本部	99.7%
17年度	814 本部	812 本部	99.8%
18年度	811 本部	808 本部	99.6%
19年度	807 本部	802 本部	99.4%
20年度	806 本部	804 本部	99.8%
21年度	803 本部	801 本部	99.8%
22年度	802 本部	796 本部	99.3%
23年度	798 本部	791 本部	99.1%
24年度	784 本部	780 本部	99.5%
25年度	767 本部	764 本部	99.6%
26年度	751 本部	750 本部	99.9%
27年度	749 本部	749 本部	100.0%
28年度	733 本部	733 本部	100.0%
29年度	732 本部	732 本部	100.0%
30年度	728 本部	728 本部	100.0%
令和元年度	726 本部	726 本部	100.0%
2年度	726 本部	726 本部	100.0%
3年度	724 本部	724 本部	100.0%
4年度	723 本部	723 本部	100.0%

## 5 各年度の審議件数及び審議結果

区分	審議 件数	審議結果の区分					
		実施が 適当	諸問題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他	
平成8年度	8,765	3,560	2,931	684	1,590		
		40.6%	33.4%	7.8%	18.1%		
9年度	5,856	2,354	1,839	495	1,168		
		40.2%	31.4%	8.5%	19.9%		
10年度	5,447	2,196	1,765	329	1,157		
		40.3%	32.4%	6.0%	21.2%		
11年度	5,026	1,995	1,472	256	1,114		189
		39.7%	29.3%	5.1%	22.2%		3.8%
12年度	5,031	2,014	1,438	269	1,125		185
		40.0%	28.6%	5.3%	22.4%		3.7%
13年度	4,912	2,052	1,384	251	1,047	178	
		41.8%	28.2%	5.1%	21.3%	3.6%	
14年度	4,867	2,043	1,315	248	1,026	235	
		42.0%	27.0%	5.1%	21.1%	4.8%	
15年度	5,590	2,495	1,412	241	1,177	265	
		44.6%	25.3%	4.3%	21.1%	4.7%	
16年度	4,919	1,978	1,315	229	1,143	254	
		40.2%	26.7%	4.7%	23.2%	5.2%	
17年度	5,354	2,236	1,347	245	1,244	282	
		41.8%	25.2%	4.6%	23.2%	5.3%	
18年度	5,036	2,171	1,398	171	1,063	233	
		43.1%	27.8%	3.4%	21.1%	4.6%	
19年度	5,312	2,177	1,505	227	1,151	252	
		41.0%	28.3	4.3%	21.7%	4.7%	
20年度	5,008	1,888	1,397	217	1,210	296	
		37.7%	27.9%	4.3%	24.2%	5.9%	
21年度	5,149	2,067	1,374	217	1,238	253	
		40.1%	26.7%	4.2%	24.0%	4.9%	
22年度	4,971	1,836	1,371	229	1,209	326	
		36.9%	27.6%	4.6%	24.3%	6.6%	
23年度	5,253	2,050	1,422	169	1,319	293	
		39.0%	27.1%	3.2%	25.1%	5.6%	
24年度	5,067	1,913	1,320	184	1,303	347	
		37.8%	26.1%	3.6%	25.7%	6.8%	

区分	審議 件数	審議結果の区分				
		実施が 適当	諸問題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
平成 25 年度	5,026	1,805	1,382	195	1,215	429
		35.9%	25.7%	3.9%	24.2%	8.5%
26 年度	5,081	1,760	1,403	226	1,390	302
		34.6%	27.6%	4.4%	27.4%	5.9%
27 年度	5,025	1,766	1,346	154	1,449	310
		35.1%	26.8%	3.1%	28.8%	6.2%
28 年度	4,901	1,677	1,430	177	1,315	302
		34.2%	29.2%	3.6%	26.8%	6.2%
29 年度	4,999	1,663	1,429	197	1,422	288
		33.3%	28.6%	3.9%	28.4%	5.8%
30 年度	4,918	1,548	1,504	207	1,392	267
		31.5%	30.6%	4.2%	28.3%	5.4%
令和元年度	5,201	1,635	1,586	230	1,506	244
		31.4%	30.5%	4.4%	29.0%	4.7%
2 年度	5,285	1,765	1,590	235	1,434	261
		33.4%	30.1%	4.4%	27.1%	4.9%
3 年度	4,922	1,569	1,550	196	1,404	203
		31.9%	31.5%	4.0%	28.5%	4.1%
4 年度	4,690	1,420	1,551	204	1,338	177
		30.3%	33.1%	4.3%	28.5%	3.8%
累計	141,611	53,633	40,776	6,682	34,149	6,371
		37.9%	28.8%	4.7%	24.1%	4.5%

※審議結果のうち、「その他」について平成 11 年度より設定